

公共工事における前払金の支払限度額の廃止等について
(令和7年4月1日施行)

目的

西脇市では、建設業者の資金調達の円滑化のための取組として、公共工事の前払金の支払限度額を廃止します。

改正の概要

1 前払金制度の適用を拡大

- (1) 支払限度額の上限を撤廃（6,000万円を撤廃）
- (2) 運用基準額の設計金額を500万円以上から100万円以上に拡大
- (3) 工事期間の条件の撤廃

	改定前	改定後
前払金の割合	10分の4以内	10分の4以内
前払金の限度額	6千万円	上限なし
対象となる工事	設計金額が 500万円以上	設計金額が 100万円以上
	工事期間が 60日以上	条件なし

- 2 前払金保証金の電子保証の提出が可能になります。
- 3 契約不適合に係る担保保証金を廃止します。